⑵　納付方法
上記⑴の定めによる免除後の金額を一括弁済日に納付する。
徴収権者への納付額は、【別表８】「優先的更生債権納付計画表（公租公課）」の「納付額」欄記載のとおりである。但し、上記⑴の定めにより、徴収権者の同意を得て免除を受けた延滞金等については、納付しない。

第３　一般更生債権
１　確定した一般更生債権
確定した一般更生債権の債権者数及び債権額の概要は以下のとおりであり、その債権者別の詳細は【別表９】「一般更生債権弁済計画表」記載のとおりである。
一般更生債権者数　６名
一般更生債権額
134億9112万5609円
6,540,865.30米ドル及び額未定
（内訳）
元本等更生債権
134億9112万5609円
6,540,865.30米ドル
開始後利息及び遅延損害金　額未定
２　一般更生債権に関する権利の変更及び弁済方法
⑴　権利の変更
ア　開始後利息及び遅延損害金については、更生計画認可決定日に、その全額の免除を受ける。各債権者毎の免除額は、【別表９】「一般更生債権弁済計画表」の「免除額（開始後利息及び遅延損害金）」欄記載のとおりである。
イ　元本等更生債権については、一括弁済日の翌日に、元本等更生債権から一括弁済額を控除した金額の免除を受ける。各債権者毎の免除額は、【別表９】「一般更生債権弁済計画表」の「免除額（元本等更生債権）」欄記載のとおりである。
⑵　弁済方法
ア　一括弁済
一括弁済日に、元本等更生債権に3.6％の弁済率を乗じた額（「一括弁済額」という。）を弁済する。
各債権者への弁済額は、【別表９】「一般更生債権弁済計画表」の「弁済額（一括弁済額）」欄記載のとおりである。
イ　追加弁済
更生債権者に対して、以下のとおり追加弁済を行う。
㋐　弁済原資
更生会社の清算に際して残存する余剰資金（但し、清算費用見積額を除く。）。
㋑　弁済日
管財人が指定する日に一括して弁済する。
㋒　弁済額
追加弁済の弁済原資について、弁済対象となる更生債権者間で、元本等更生債権の額から一括弁済額を控除した額で按分した額を支払う。
㋓　免除の撤回
追加弁済を受けるときは、本更生計画の規定により生じた免除は、追加弁済を受ける日において、追加弁済相当額につき、その効力を失う。

第５章　未確定の更生債権等の措置
第１節　更生担保権
更生担保権はいずれも確定済みであり、未確定の更生担保権はない。
第２節　優先的更生債権
優先的更生債権はいずれも確定済みであり、未確定の優先的更生債権はない。
第３節　一般更生債権
一般更生債権はいずれも確定済みであり、未確定の一般更生債権はない。

第６章　共益債権の弁済
第１節　支払済みの共益債権及び未払共益債権
本件更生手続開始決定後平成21年12月31日までに支払った共益債権及び同年12月31日現在の未払共益債権は、【別表10】「共益債権支払実績及び未払残高表」のとおりである。
第２節　未払共益債権とその弁済方法
未払共益債権及び平成21年12月31日から本件更生手続終結までの間に生じる共益債権は、随時弁済する。

第７章　担保権等の措置
第１節　存続する担保権の措置
【別表11】「存続する担保権一覧表」の「担保権の種類」欄に「質権」と記載された質権は、更生計画認可決定後も同表の「新しい債権額」欄記載の額の限度で存続する。
管財人は、当該質権を有する更生担保権者に対する第４章第２節第１に定める弁済に充てるため、当該質権の目的たる定期預金を解約することを求めることができ、当該質権は、管財人が、当該質権を有する更生担保権者に対する第４章第２節第１に定める弁済に充てるため当該質権の目的たる定期預金を解約する旨を当該更生担保権者に通知したときに消滅する。この場合、当該更生担保権者は、速やかに当該質権の目的たる預金払戻請求権にかかる預金証書を管財人に返還するなど、当該質権の解除に必要な手続きを行う。
第２節　存続しない担保権の措置
更生会社の財産を目的とする担保権のうち、本章第１節に定めのないものは、更生計画認可決定日に全て消滅する。

第８章　株主に関する権利の変更等
第１節　株主の権利の変更
第１　減少する資本金の額
資本金　　金32億8370万円
第２　資本金の額の減少が効力を生ずる日
更生計画認可決定日
第３　自己株式取得
更生計画認可決定前の発行済み株式総数（2447万400株）のうち、既に更生会社が取得している2300株を除く全部の株式（2446万8100株）を更生会社が無償で取得する。更生会社が株式を取得する日は、更生計画認可決定日とする。但し、株主に対し、株券の提出は求めない。
第４　自己株式の消却
更生会社は、本章第１節第３による株式の取得と同時に、その保有する自己株式全てを消却する。
第２節　募集株式の発行
次のとおり募集株式を発行する。
募集株式の数：１株
募集株式の払込金額：１株につき１円
募集株式の割当を受ける者：管財人　渡邉　光誠
払い込み期日：更生計画認可決定日
増加する資本金：１円
剰余金の配当：行わない

第９章　その他更生計画において定めるべき事項等
第１節　更生債権等の弁済資金の調達方法
更生債権等の弁済資金は、更生会社に現存する現預金、資産の回収・換価金をもって充てる。
第２節　解散及び清算人の就任
更生会社は、更生計画認可決定日をもって解散し、管財人が清算人に就任する。
清算人の氏名　渡邉　光誠
清算人の住所　東京都千代田区丸の内二丁目２番１号岸本ビル２階　弁護士法人大江橋法律事務所東京事務所
清算人の任期　清算の結了まで
第３節　予想超過収益金の使途
更生会社は、すでに事業を行っておらず、予想超過収益金が発生する見込みはない。仮に、予想超過収益金が発生した場合には、追加弁済原資に充当する。
第４節　会社更生法第167条１項６号及び７号に規定する事項
会社更生法第167条１項６号及び７号に規定する事項は存しない。
第５節　定款の変更
更生計画認可決定日をもって、【別表12】のとおり変更する。

以上
東京地方裁判所民事第８部